

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの届出にご協力ください



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

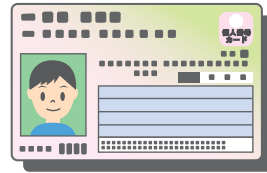
 内閣府

個人情報保護委員会

個人のお客さま

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

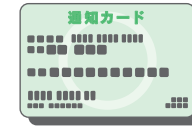
マイナンバーカード



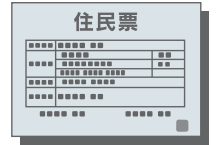
もしくは

通知カード

住民票の写し
(マイナンバーあり)

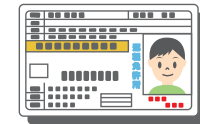


または



+

運転免許証などの本人確認書類※1



※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

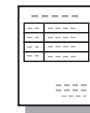
法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



+

登記事項証明書などの法人確認書類※2



※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のある信用金庫にお問い合わせください。

マイナンバーが分からない場合、どうしたらいいの？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。お手許に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。





不正な勧誘や 個人情報の取得に ご注意ください!



信用金庫職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、金銭を要求することはありません。

実際に被害に遭った事例

事例 1 市役所の職員を名乗る者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

事例 2 サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら

☎ 消費者ホットライン
(局番なし 188番)

☎ 警察相談専用電話
(局番なし #9110番)

またはお取引のある信用金庫にお電話ください。

マイナンバー制度について詳しくはこちら

● ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー



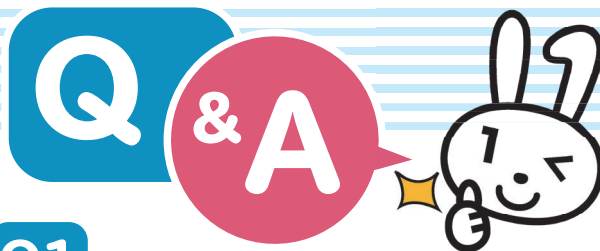
● マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (無料)

マイナンバー
信用金庫とのお取引に係るご質問については、お取引のある信用金庫に問い合わせください。



信用金庫は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。



Q1

なんで信用金庫にマイナンバーを届け出る必要があるの？

法令により、信用金庫には、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、信用金庫からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。



Q2

信用金庫はどんなことにマイナンバーを使うの？

信用金庫が万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻し**を行うために利用したり、これまでも行われてきた**行政機関などの税務調査**や生活保護などの**資産調査**への回答を行うためなどに利用します。



Q3

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの？

マイナンバーの届出をきっかけに、信用金庫が行政機関などに**預貯金残高**などをお知らせすることはありません。



マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、社会保障・税・災害対策の行政手続で、利用されます。

Q4

預貯金口座をひらく時にマイナンバーを届け出ないといけないの？

後日のお届けでも構いません。

ただし、マル優・マル特のお取引やNISA口座、特定口座の開設、投資信託のお取引などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。

詳しくは、お取引のある信用金庫にお問い合わせください。



Q5

すでに信用金庫にマイナンバーを届け出ているけど、改めて届け出る必要があるの？

投資信託などのお取引でマイナンバーを届出したただいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません**※。

ただし、以下のお取引については、改めてマイナンバーの届出をお願いすることがあります。

- ・投資信託などの住所変更
- ・法人定期預金

など



※ 信用金庫が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。